

児童の性的虐待

—セックスにおける大人対子ども—

井垣 章二

はじめに

一九六二年、アメリカの小児科医ケンペによる、親による恐るべき児童虐待の多発についての告発は、ただちにアメリカ全土を揺るがす社会問題となり、やがてヨーロッパ先進諸国を含む世界的な児童問題に発展した。⁽¹⁾ それから十数年を経て、次にデビューしたのが、この児童の性的虐待の問題である。子をいくくしみ育てるべき親が、ときには想像を絶する虐待行為によってわが子を死にも到らしめることは、追いつめられた家族の生活事情や育児困難、あるいは度を過ぎた嫉妬、嚴格のゆき過ぎ等と結びつけて理解もできたかも知れない。しかしここに、もし親がわが子をセックスの対象として利用するとしたら、どのように理解したらよいのであろうか。

セックスは成熟した大人同士のものである。伝統的社會においては、セックスは結婚という社會制度において夫婦となつた成年男女においてのみ認められる行為であった。大人同士ということは、ともに性的に成熟を遂げているということであり、そして性の欲望は、ふつう、成熟したものが同じく成熟した異性である相手であつてこそ触発される。

「」このテーマは大人の子どもに対する性的行為である。」に第一の課題は、どうして大人たちが性的に未成熟な子どもに性的に喚起され、性的行為に進むのかという問題である。多くの場合、その大人は変態とか異常な人間といふよりも普通の人びとであり、ストレンジャーよりも子どものよく知っている人であり、親族や実の親も含まれているのである。それがひと気のない公園の片隅でなく家庭が舞台であり、家族内の出来事としたら、児童虐待が家族内暴力(family violence)であったようすに家族内セックス(family sex)として、親子関係や家族というものの複雑怪奇を問題にしなければならないであろう。

児童の性的虐待といえば、極めて特殊なテーマであるかのようにみえる。しかしそこから子どもというものについて、基本的な考察ができるのではないかと考えている。アリエスは、かつて社会には大人と子どもの区別はなく、子どもといふものは存在しなかつたとした⁽²⁾。子どもは大人に対する概念である。大人と子どもとを区別するものとは何か。今日の社会では大人に対する子どもの世界は別とされ、穢れた大人に対するイノセントでピュアーナ子どもが対峙される。大人は性的であるのに對して子どもは非性的(non-sexual)な存在として位置づけられる。伝統的社會は子ども同士のセックスをよしとせず、大人の子どもに対する性行為は決して許さない。子どものイノセンスは守られなければならない。シヨルジンガー(B. Schlesinger)は性的虐待の被害者である子どもは最善の手だてによつて「子どもの世界(world of children)に返せねばならない」という⁽³⁾。児童の性的虐待問題は、大人の世界への子どもの略奪、大人の子どもの世界への不当な侵略なのであらうか。

周知のようにフロイトは乳児の指しやぶりも性的な欲求の表現であり、すべての人間は生まれながらにして性的な存在(sexual-being)であるとした。三歳の幼児は性的快感を体験でき、五歳で他人の刺激に応ずることができるという説がある。もし子どもにも性的な楽しみというものがあり、それが大人になつてからものとしたら、この社会(大人)は、子どもという区分を設けることによつて、その楽しみを子どもから取りあげてしまつたことになる。人間あるいは

人間性の解放には性的解放が結びつく。性解放の現代社会の中で女性もいまだしであり、障害者、同性愛者、老人そして何よりも子どもは欲望充足の機会をもつとも抑止されているという発言がある。ゲイ解放運動がそれなりの成果を獲得した性革命社会の中で、急進派は「子どもにセックスの権利を」「親は子を性的に愛する権利を」と訴える。⁽¹⁵⁾一方ごく最近のこととしては、スイスでは十四歳になれば同世代同士の間での性交渉を認めるなどを議会は可決したという（朝日新聞一九九〇年十二月十三日夕刊）。こうした伝統的社會の揺らぐ現代的状況において、性をめぐる大人対子どもの問題は、大人と子どもの区分、子どもとは何かの問題、結局は人間とは何かを問う、人間と社會の問題になろう。

注

引用・参考文献は一連番号を付して列記し、必要に応じてその番号で示すことにしたので、注のナンバーは前後し重複することになつてある。

1

児童の性的虐待の社會による認識とその対応は、一九七〇年代とりわけその半ばに突如として始まるのではない。それは、その前の児童虐待（身体的暴行）と同じく、その前哨戦といったものが存在する。一九四八年、そして五三年のキンゼイの人間の性行動に関する名高い調査は、世間では異常と考えられている種類の性行為が一般の人びとの間に普及しており、子ども時代における大人との性的体験も決して珍しいことではないことを明らかにした。その二年後一九五五年、ワインバーグ（S.K. Weinberg）は、そのうち一六四が父—娘インセストである二〇三の性的虐待ケースを検討しそれを発表した。しかしこれらは何ら大きくとりあげられることなく、やがて六〇年代に燃えあがる児童虐待の中に隠されてしまった。

七〇年代後半からいの問題にかかわったフィンケラー (H. Finkelhor) によると、性的虐待問題を社会にデジタルさせたものは、児童虐待問題にかかわって児童保護 (child protection) 社会運動を推進する人びと⁽²⁾。一方ではウーマン・リブ運動の担い手である戦う女性たちであった。前者はすでに時代の問題として社会に確固たる位置をしあめた児童虐待問題にかかわるチャンピオンであったし、後者は、現代の社会が避けることができない人間平等社会形成に向けてその担い手であり、ともにこの社会において力をもつ存在であった。前者は子どもを守る立場から、後者は社会における正当な地位の確保を目指し、不当な扱いを許さない、女性のための戦いであった。女性たちは、男がその欲望のために女のからだを濫用していくのを告発した。レイプが告発され、夫婦間ににおいてもレイプはあり、またそれは年齢を越えて子どもや少女にも及び、父親も含めて男は少女をレイプしていくと厳しく追及した。⁽³⁾

こうした社会的背景のもとに児童の性的虐待問題は本格的な進行を開始する。この期を画する一つのレポートを紹介する。コネクティカットの病院で児童虐待問題にかかわる女性医師スロイ (S.M. Sgroi) の『児童の性的虐待——児童虐待の最後のフロンティア』 ("Sexual Molestation of Children——The Last Frontier in Child Abuse") である。この論文をとりあげる理由は、これがアメリカ連邦児童局の雑誌『チャレンジ・マガジン』 ("Children Today") に掲載されたものであること（一九七五年五・六月号）、児童虐待における「最後のフロンティア」という題名、さらに文中に現われる「最後に残された部屋」 (The last remaining component) となる言葉によるものである。この主要点を紹介する。

冒頭にパンティのずり落しやぶら下している幼女の人体がしどけなく仰向けに転がされた写真が掲載され、まずは最初に111のケースが提示される。

ケース1 フロリダ新聞は一九七五年初め、本市における最年少の性的虐待児は生後わずかに二ヵ月であったと報じている。
ケース2 一歳半のジョリー（男）は小便のときに痛がり、気をつけて見ると、ウミが出ていた。性病の感染として保健局が乗り出

し、家族を検診したところ、その姉も両親も全員が性病にかかっていることがわかった。保健局は性的交渉が原因であるとせず、家族全員がしばしば同じベッドで寝たりする無秩序・不衛生による感染とみなし、その処置を行なった。数ヵ月後、その四歳になる姉に思いがけないことが起こった。少女は幼稚園に通っているが、そこでロッキング・ホースに乗るのをいやがり、職員がきいてみると痛いので「いや」という。調べてみると彼女の腫から精液が検出された。ずっと以前から二人の子どもは父親に犯され続けていた。母親の方は、それを知っていたという。

ケース3 十七ヶ月のステファニーはオシメに血がついていたと、母親によつて救急病院にかぎこまれた。オシリに傷があり、触ると血が出てきた。もともとそんな傷はなかったと母親はいう。数週後、彼女は振り籠の中で死んでいた。検死の結果、喉に精液が発見された。十九歳のペビーシャーが繰り返しやつていたことを告白したが「死なせてしまつたりはなかつた」といつている。

そして論述は始まる。過去十年の間、児童虐待問題は国家的課題 (national issues)となり、関係するプロフェショナルが取り組み、全国人民の大関心事となつたが、性的虐待にかかわっているプロフェショナルは今のところほんのその一部でしかない。この話題がもち出されると、プロフェショナルですら信じようとせず、また、あからさまな敵意を示したりする。今になつてもそれはタブー・トピックなのだ。しかしこの問題は今は国家的課題となつてゐる児童虐待の重大な部分なのであり、最後に残された問題として真正面に対処するのでなければならない。しかし現実はこれに反し、医者は発見につとめようとしないし、疑いがあつても回避、抑止してしまい、また市民全体も全く支持してくれない。ゆえにこの問題に取り組む人たちは、無視されたり、カゲロをたたかれたり、いやがらせや妨害に逢着しなければならない有様である。このようにプロフェショナル界もコミュニティも、すさまじい抵抗を示すので、われわれはこれと戦う覚悟がなければならない。

一九六九年の調査では、ニューヨーク市で年間三〇〇〇〇ケースという推計が発表された。実数は不明であるが、人びとが思つてゐるよりはずつと多いことは確かである。被害者である子どもは生後一、二ヶ月からあり、加害者はストレ

児童の性的虐待

ンジャーヨーよりは子どもの知っている人であり、家族のメンバー、実の親も含まれる。私がこれを「ラースト・フロンティア」というのは、久しい以前からこの問題は存在するのにかかわらず、社会がこれを認めようとしないからである。そして後半は、いかにこれを発見し、どう対処したらよいのかアピールされる。

いきなりケースから始まり、しかも極めてショッキングなケースばかりである。これにも、また全体を通じても著者のもどかしさといふものがにじみでている。読者にできるだけ衝撃を与えたかったのである。また、いく小さひ子のケースばかりとしたのは性的虐待を思春期以後の子どもの問題と考えている世間の思いこみを矯し、乳幼児も含む小さな子どもの問題でもあることを知らしめたかったのである。これがどれだけ影響をあたえたかは知らない。しかし十数年前のケンペの『殴打児童症候群⁽¹⁾』(Battered-Child-Syndrome) ほどの大反響はなかったことは確かである。ケンペの場合は他に比べるものがない例外的な現象とすべきであろうが……。

児童虐待問題の名実とも チャンピオン、ケンペは、六一年の前記『論文』の発表後、六八年に “The Battered Child” を著わした。それが七四年の第二版になつても、そこでは性的虐待については全く触れていない。しかし七八年の “Child Abuse” には「インセプトとその他の性的虐待」として一章をこれにあてている。⁽⁷⁾ 彼は、いじやも開口一端に、この課題が読者に強い反感、不信をいだかせるであろうことわづいていふ。しかしそれわれプロフェショナルは、その発生率等この問題を非常に過少評価している誤りをあらため、現実に目をひらき、身体的虐待と同じようにオープンに取扱い、問題解決に向わなければならぬと訴える。前述のスロイのあのアピールの数年を経ても、まだいまだしだったことがわかる。なおスロイは、八八年の著書で⁽¹³⁾、今日の隆盛に対して、七八年段階では、この問題に取り組む著名なプロフェショナルは一室に集えるぐらいの少人数、三十人もなかつたと回顧している。

しかし児童性的虐待問題は着実に進行する。五六種類の関係専門誌に関する一九三七年以來の文献調査では、児童の性的虐待に関する論文は、一九六四年までは年間一点以下であり、六五—七四年は四点以下、七五年九点、七六年四

点、七七年十三点、七八年二二点、七九年二二点、八〇年十五点ということであった。⁽¹²⁾しかし六〇年代以後の児童虐待文献と比べるとケタ違いに少ない。児童虐待の圧倒的大勝は、著名な医師による医学会の発表で、全医師を動かし、その総力を集めしたことによる。医師を含むとしても精神科医が中心で、主に児童福祉関係のプロフェッショナルと、ウーマン・リブの市民の力では、伝統的社會におけるその社會的地位に大きな差があり、一気に燃え上る社會への影響力をもたなかつたのであろう。しかし七〇年代終りから八〇年に到つて、ウーマン・リブ運動進展の中で、女性の訴え、告白が相つぎ、専門誌を超えて、その記事は新聞やポピュラーな雑誌に載り、テレビにはインセストの被害者、加害者も登場するなど、性的虐待は時代の問題になつてゆく。フィンケラーの二回目の調査、八一年のボストンにおける一般市民の調査では、九三ペーセントの人びとが、（テレビでそれを見、新聞等で読んで）この論議についてよく知っていると回答している。⁽¹³⁾関心は高く、ここに児童の性的虐待の問題は、ヨミニティもよく知る、人びとの身近な問題になつたのである。わずか五年ほどのことと思ふと、やはり大きい変化、何と大きい前進であるうか。

2

何事にせよ、それが社會によつてとりあげられ、問題として認識され、社會の問題になるためには、単にそれが幾らか存在するばかりでなく、数多く存在することが必要である。児童の性的虐待についても、その事實が次ぎつぎと発見され数多く存在することが社會の知るところならなければならない。遠く前世紀の終り、フロイトはヒステリーの女性患者を扱う中で、彼女らが、幼少期において父親から性的アプローチを受けていたことを発見し、かかる心の傷、児童期性的トラウマ (childhood sexual trauma) が女性のその神經症の原因でないかと考え、一九三七年、その時期の著名な児童精神科医ベンダー (L. Bender) が、四つのケースを提示し、かかる大人との子どもの性的関係には、少女自

児童の性的虐待

身が積極的な役割を果たし、あるいは少なくとも協力をしているとした。⁽¹⁾これらの問題の検討は後の「ことし」、「ことしで言わんとする」とは、問題の発見は、必ずしもそのものの発見を目指したわけではなく、さまざま問題の担当手であるクライアントに対処するクリニシアンによつて行なわれたということである。

現在においても児童の性的虐待の研究は、クリニシアンがそれぞれ自分が扱つたケースを集積し、これをデータの源として行なつてゐる。スロイは一九七二年来約六〇〇ケースを扱つたといい、刑務所サイコロジスト、グロース（N. Groth）⁽²⁾は三人のチームで十六年間に五〇〇ケースを扱つたといい、ケンペはデンバー総合病院で、一九七二年一月から六月までの六ヶ月間に緊急措置を要する性的虐待の子を八九件扱つたといい、五年前と比べると十倍になっていると⁽³⁾いう。またシャモロイ（J. A. Shamroy）は七七年、コネクティカット児童病院メディカル・センターで、生後三週間から十五歳までの二九二起待ケースを扱つたが、うち七八ケースが性的虐待で、前年の五倍であったという。⁽⁴⁾またシャトルのハーベービル・メディカルセンターにある性的虐待センター（Sexual Assault Center）では一九七七年から一一ヶ月間に五七三ケースを扱つたという。さらにローゼンフェルド（A. Rosenfeld）は、経験からすると外来患者の1111%が性的虐待のケースであったという。⁽⁵⁾

クリニック個人、特定の病院や機関を越えて、より広い範囲を含む組織的な調査研究としては、一九六九年のニューヨーク市における調査がある。これはこの分野における最も早期の系統的研究の一つや、ドゥ・フランシス（V. De Francis）によって行なわれたものである。彼は児童虐待問題にかかわってきたアメリカ人道協会（American Human Association）の児童部のディレクターで、調査資金は連邦児童局による。対象地域を問題多発地帯ブロンクス、ブルックリン地区としたこの調査は児童の性的虐待一一三ケースを発見し、これを基にニューヨーク市全体では三〇〇〇ケースであると推計した。人道協会（A.H.A.）は六八年に、子どもを性犯罪から守れと全国にアピールし、翌六九年、ドゥ・フランシスの調査結果は『成人によつて犯される性犯罪の被害児童を守るために』として発表された。

ベージニアでは一九八五年——八六年度中の児童性的虐待の総数を明らかにするために、一二四機関に向けて郵送質問紙調査を行ない、五七機関からの回収（四六ペーセント）を得たが、一機関で四三ケースあるところもあり、0であるところもありバラツキが大きいが、平均すると一機関一〇・三件、全体で五八九件で、うち一〇六（一八ペーセント）が父—娘インセストであった。⁽⁴⁸⁾しかし大きな機関からの回収がなく、回収率も五〇ペーセントに達していないということが注意されなければならない。このことを考へると、全国的なデータ集収はいかに困難であるかがわかる。

しかし何らかのデータを提示してみる。AHAは七五年より全五〇州の児童保護局にとどいたケースの総計を発表しているが、八二年では一一一、九一八で、七五年の一〇倍であった。しかしワーカーがその事実を知ったとしても必ずしも公式に通告するとは限らない。」⁽⁴⁹⁾このことはその関係者の常識といつてよい。全国児童虐待・放置センター（National Center for Child Abuse and Neglect）は、国からの大資金を得て、一〇州の二六カウンティをサンプルとする全国調査を行ない、プロフェショナルがかわったケース数は、四四、七〇〇という推計を発表した。通告ケースの一倍といふことになったのである。⁽⁵⁰⁾さらにまた、これがすべてであるともいえない。関係機関やプロフェショナルに知られていないものはどうしようもないからである。フィンケラーは、社会に表沙汰にならないものの方が大部分ではないかともいふ。知られない」ということは、あるケースとしてプロフェショナルの手元にありながら、見逃され発見できなかつたものも含まれる。発見が前の年の五倍になったという先のコネクティカットの病院では、医師、ワーカーが警察、行政の福祉局等他の関係機関の協力を得て、発見にひたすらとめた成果であった。⁽⁵¹⁾この問題ほど、関係者が口を揃えて「氷山の一角」というのを他に知らない。関係機関公式通告は全体の一〇ペーセントとも二ペーセントともいわれたりしている。

医療・福祉の諸機関にかかわり、性的虐待として把握されたものは全体の二、一部であり、しかもそのサンプルの偏り（ひどいケースや社会的下層に偏る傾向）によって、むしろ特殊な一部と考えられるゆえに、全人口の状況を代表

少女の性的虐待の状況 (%)

調査者	調査年	女性対象者数	成人による性的虐待を受けた	思春期前に	平均年齢	家族メンバーによる	実父または继父による		加害者の性	
							男	女	男	女
キンゼイ	1953	4441	白人ミドルクラス	—	24	9.5	5.5	1.0	100	0
ランディス	1956	1028	大学生	35	24	11.7	—	—	100	0
ガーノン	1965	1200	白人ミドルクラス	—	28	9.9	4.0	0.6	98.5	1.5
フィンケラー	1978	530	大学生	19.2	17.0	10.2	8.4	1.3	94	6

Hermand et al., Father-Daughter Incest, p. 13 より

するものといえない。全体的状況を明らかにするために、いろいろ調査が行なわれている。最も初期のものとしては、それが主たるテーマではなかつたが、前述したキンゼイの調査は、関係するものの一つである。以後、ひろく一般人口の中に児童性的虐待が存在するか、どれだけ存在するかを探求する、幾つかの調査が行なわれてゆく。これらはすべて、児童期におけるその体験を問う、成人に対する回顧的調査 (retrospective study) として行なわれている。調査対象が大学生であることも多く、その場合、対象は通告ケースとは逆に中産階級以上で知識階級というべき層に偏っているといえる。しかしとにかく、これら調査が明らかにしたことは、実際に多くの子どもたちが大人によって性的にアプローチされ、性的虐待を体験しているという事実であった。女性の三分の一、あるいは二〇%、男性の方も一〇%近くが、その児童期に成人と何らかの性的エンカウンターの体験をもつたという。少女は五人に一人、少年は一〇人に一人として、これをその人口に合わせて実数を出すと何と膨大な数字になることであろうか。主要発見事項として要約すると、主として加害者は男性であり被害者は少女が多いこと、加害者は世間で考えられているようなストレンジャーではなく、子どもの知っている人で、親族や実の親も含むこと。その事件の始まる時点における子どもの平均年齢は一〇歳くらいで、子の性的成熟以後に始まるのでなく、大半がそれ以前に始まり、幼児も含まれること。そして

ボストン一般市民調査より

表1 性的虐待についての情報の給源

			% (N=478)
1	T	V	90
2	新	聞	85
3	ラ	ジ	48
4	雑	誌	43
5	職場での話	しで	39
6	本	で	17
7	友人・家族の話	しで	14

・ 5は勤め人の中の% (N=350)

・ 507のうち十分情報をもつ478人を100として、複数回答

表2 親の推察による被害をうける子どもの数

推計	親の%		
	少	女	少
	年	年	年
4人に1人以上と思う	19		17
10人に1人と思う		30	23
100人に1人と思う		30	30
500人に1人以下と思う	21		30

Finkelhor, Child Sexual Abuse, p. 104.

(N=507)

ほとんどの場合、他に口外されず、社会機関にかかわるのは極めて少ないこと等である。

キンゼイの調査は回答者の応募により、ランディス (T. Landis) やフィンケラーらは機会と協力の得やすい大学生であり、この点でサンプルは偏っている。フィンケラーは、一九八一年、ボストンにおいて第二回の調査を行なったが、全く一般世論調査と同じく公平なサンプルに基づくものであった。六歳から十四歳までの子どもをもつ親を対象とし、訓練された面接員による訪問調査が行なわれた。調査事項には、親自身の児童期のその性的体験ばかりではなく、自分の子や自分の知っている子が性的に虐待されたことがあるか、さらに性的虐待についての知識や態

度に関する質問も含まれていて、丹念なものであった。手にした最新の調査として、その主要事項を紹介しておくる。

それによると、女性の一五ペーセント、男性の六ペーセントが自身が児童期に性的虐待を経験したといい、自分の子が虐待されたというは四ペーセント、それがけたというのが五ペーセント、他人の子でされたのを知っているという人は四七ペーセントもあった。自分の子でされた者は四ペーセントであるが、親によって知っている場合のみであり（子じみが言わなければわからないものがある）、また一四才までの子に限っているゆえに、それ以後を考えるともひとと増えぬであろうと推察される。加害者は男が九四ペーセント、子どもの平均年令は、少年七・九歳、少女八・九歳であった。意識調査では、九三ペーセントの人が性的虐待についての論議を知っており、ほぼ半分の人が、一〇人に一人の女の子に起るであろうとし、四〇ペーセントの人が一〇人に一人の少年に起るとして、五〇〇人に一人以下の少女とする人も一一ペーセントあるが、たいていの人ひととは、これが決して稀ないとなく、よく起るものであると考えてふる」とが明らかにされた。

3

人の大人の子どもに対する性的行為は、現在ではほとんど child sexual abuse (児童の性的虐待) として表われているが、前述のムカ・トトノシスは sex crime (大人の子に対する性犯罪) として（一九六九年）、まだスロイは child molestation (性的ふだやい) として（一九七五年）、トヨミリストたちの多くは child rape (児童レイプ) とした。child sexual abuse は統べゆるムカセ sexual victimization (性的犠牲化=いせきか) と sexual exploitation (性的雇用=搾取) があり、その他 sexual assault (性的攻撃) sexual misuse (性的誤用=濫用) 等がある。かいたいの種の行為は molestation がよく使用されふたが——それゆえスロイはその題名に使つたのである——人の言葉は淋しい所

や子供にいたずらをするいやらしげな男 (dirty old man) というイメージが結びついていた。今やこの種の行為の主役が、そのようなストレンジキャラードなどとが明らかにされた以上、この言葉は時代おくれともいえよう。ケンペは sexual exploitation や「⁽²⁾」のが一番よしとしたが、これも victimization や何か売春のイメージがあるよかったです。⁽³⁾ (売春や少年少女の場合) child sexual abuse に命ぜられるのであらうが、いいやは扱わざ後日課題とした⁽⁴⁾) 攻撃やレイプは子を傷つけ、ときには殺人にも到る暴力の行使が思いつかぬであらう。ワインケラーは Sexually Victimized Children や「⁽⁵⁾」のタイトルでその第一著（一九七九年）を著したが、彼によると、それがおもに子供を飢食とする決して許されない大人の行為として、社会問題として訴える迫力があるゆえであった。この彼の第一著では Child Sexual Abuse として「⁽⁶⁾ child abuse は久しい以前から、そして一九六〇年代以後、何よりも知る市民権を得た言葉となってそりにあつた。」⁽⁷⁾ abuse 及 sexual を付けることによって、child sexual abuse は、それに続く市民権を得たのである。

では、その child sexual abuse の定義すぐきか。しかしながらの定義についての論議を開拓している研究者は意外に少ない。ケンペは「立ち立てできず発達上未成熟な、それゆえにその意味を十分理解できない、インホームド・コンセントをあたえ得ない子どもを、家族の諸役割に関する社会的タブーを犯して、性的行動に引き入れること」としている⁽⁸⁾。むしろインセスト（近親相姦）の定義のようであるが、彼はこれを性的虐待とし、インセストとセクシャル・アビューズを同義語的に考へているようである。このことは、児童虐待が親の子に対する虐待を意味する概念であつたことを考えると、児童の性的虐待は親の子に対するところ同じく家族内の問題とするのは当然であつたかも知れない。ムラズック (P.B. Mrazek) は「子どもの心理的・性的発達段階を考慮することなく成人の性的満足のために子どもを利用すゐる」とし、スロイは近著（一九八八年）では、一義的定義ではないが、子に対して圧倒的な力と支配力を有する大人ないし年長者が心身未発達な子どもに強いる性的行為としている⁽⁹⁾。

児童の性的虐待

性的行為といふれば第一に性交を思い浮くるが、子供に対する行為では、それが主役ではなく、勃起勃起などバラエティをもつて現れる。ベロイは最も詳しく述べ、それを一回種類に分けて示す。

- 1 Nudity ヌード、せだらで家の虫を動かすがる。
 - 2 Disrobing ベルト、パンツを脱いだり脱げないで見せる。
 - 3 Genital Exposure 子供の性器を晒す、注意を引く、「興味がある」といひださう。
 - 4 Observation of Child 子のはだかを見ている。
 - 5 Kissing 大人のやうがたでキスをする。
 - 6 Fondling 手心地の良い、性器、尻なんをお撫でする。また自分の手の性器を弄す。
 - 7 Masturbation 子の面前でヤバターマーク。子はやせてそれを見る。相互にし合ふ。
 - 8 Fellatio ハラチオ、口から、射せたり、舐めたり、相互にし合ふ。
 - 9 Cunnilingus クリーニング、したり、やせたら、互にし合ふ。
 - 10 Digital (Finger) Penetration of Anus or Rectal Opening 肛門やその奥に指や鉛筆などの物を挿入する。
 - 11 Penile Penetration of the Anus or Rectal Opening 肛門やその奥にペニスを挿入する。
 - 12 Digital (Finger) Penetration of the Vagina 膣に指や手を挿入する。
 - 13 Penile Penetration of the Vagina 膣にペニスを挿入する。
 - 14 Dry Intercourse 逃げきるやうな、女の腰をだらだらとおしゃぶりする。
- ハナドウ、露呈するべくあらわにするが、これが露呈症(exhibitionism)だ。子供の裸体の出来事だ、すぐれた研究者はこれも性的虐待に含めている。ヨーロッパセントの場合、幼少期からの露呈の歴史があつて、子供が大きくなつて性交等に悩むことが多い。なおアメリカに習って日本されたイギリスの調査では、ヒワイ電話(obscene phone call)などを含めて露呈によるアタックも性的虐待に含めている。

ファインケラーはこれを五つにまとめているが、それを軽微と考えられるものから、深刻なものへアレンジし直すと、

1 自分の性器をみせる。

2 子どもに性器をみせるように要求する。

3 性的なやり方で子にキスしたり愛撫したりする。

4 子の性器を愛撫したり、自分のを愛撫させたりする。

5 性交やそれに類することが試みられるか行なわれる。

フレーザー (B. G. Fraser) は (1) ノンタッチング、(2) タッチング、(3) 暴力的タッチングの三つに分類し、マスター・ペーパーショーンも性交も (2) と (3) とともに含まれ、行為における違いはないが、(3) はそれによって身体を傷つけたり、それを脅迫したりすることによって異なるとした。ラッセルは (D. Russell) は重大さの程度によって (1) 非常にシリアルス、(2) シリアルス、(3) リースト・シリアルスに分けた。タッチングに到らなければ、被害はそう重大でないといえよう。しかしフレーザーのようにタッチングに暴力が伴なつたか否かだけで分けるのではなく、身体の愛撫と性交は、軽いタッチングと重いタッチングとして程度や種類を分けるべきであろう。

児童虐待は児童を傷つけ、ときには生命をもおびやかす児童の身体に加えられる暴力的行為を意味した。そこに性的虐待というジャンルは特に区別されていなかった。ここに性的虐待が提示されるにおよんじ、それまでの child abuse は physical abuse として区分され、ときに児童虐待は physical and sexual abuse of children と表示せられたのである。しかし今日においても、わざわざ身体的といわないのである。児童虐待といえば、身体的虐待を指すことにになっている。児童虐待については対応策は確立されているが、性的虐待はそれに含まれないという見解もありたりして、発見や対応が遅れている。従来の児童虐待ケースとしてとりあげられたものに、性的虐待の事実が発見されたことがある。また性的虐待としてとりあげられたものに身体的虐待の事実が明らかにされることがある。今後ともこうした発見が行なわれてい

児童の性的虐待

くであるが、しかし身体的と性的と二つの虐待が併存することは、すなわち性的虐待の立場からすれば、それに身体に危害を加えるような暴行がともなう場合は非常に少ないのである。行為の最終目的であるべき性交が意外に少ないのは、小さな子どもをそれによつて損傷することを恐れるからだともいわれる。

フィンケラーは児童虐待と性的虐待と二つの虐待の共通点と相違点を次のようにまとめている。

共通点

- 1 子を養育すべき大人と子どもの間の出来事である。
- 2 ある期間継続する。
- 3 児童保護プロフェッショナルの領域である。

相違点

- 1 二つが同時に起ることは少ない。
- 2 そのトラウマ＝外傷（後に残る身体的、心理的なキズ）は性的虐待の場合、第一に心理的なものである（ほとんど）の場合、身体的後遺症はない）
- 3 加害者の動機づけが異なる。性的虐待の場合、敵意と力の行使をともなう場合もないことはないが、性的満足あるいは性的な攻撃のための願望から生じている。身体的虐待の方は、子を愛している親によるものであつても、その時子を痛めつけたいとする敵意が含まれている。
- 4 両者に対する社会的態度・反応が異なる。性の問題、とりわけ子との性的行為は大ビラに語ることが抑止されていられるが、身体的虐待の方は、子の躰、体罰に関連してよく人の理解するものとなつていて。
- 5 性的虐待の子どもは、思春期前（preadolescent）八～十一歳がピークであるが、身体的虐待の子はむしろ小児～乳児を含む六歳以下の幼い子である。

なお彼はこれをレイプと比較しているが、参考になるので掲げておく。

共通点

- 1 ともに性犯罪である。
- 2 加害者のほとんどが男である。
- 3 ともに独自なトラウマを残す。

- 4 過去においては、その行為の責任を加害者でなく被害者においていた。

相違点

- 1 性的虐待の被害者は女とともに男が含まれる。レイプでは、被害者は専ら女性である。
- 2 加害者は知っている人や家族メンバーである。レイプは顔見知りの犯行であることもよくあるが、やはりストレンジャーが主役である。
- 3 行為は反復・継続する。しかも幼少期に始まり五年十年も続くことがある。レイプは一回きりである。
- 4 子は小さく大人の権威によって実力行使の必要は少ない。レイプはナイフやおどしだり脅迫と暴力が伴う。
- 5 多くは性交に到らない。レイプは性交の達成こそすべてであり、不成功は強姦未遂(attempted sexual intercourse)である。
- 6 家族の文脈内で起こり、家族のメンバー等当事者以外の他人が関与していることが多い。レイプは輪姦もあるが、多くは一対一である。
- 7 レイプは警察が主でその他はレイプ・ホットラインぐらいであるが、性的虐待は病院・福祉機関等、いろいろ多くの社会機関がかかわる。

こうした、身体的虐待やレイプとの性的虐待の比較は、性的虐待についての特徴をよりよく理解する上に役立つ

が、ただもう一つ、性的虐待は圧倒的に男の行ないである点ではレイプと共に通するが、身体的虐待は加害者が女性（母親）である場合が多いことが相違点の一つとして加えられるべきだと思う。さて行為者である大人は、ふさに *precipitator*（促進者）や *aggressor*（攻撃者）*molster*（いたずら男）とされていることがあるが、ほとんどの場合、*offender*（加害者）とされている。この大人の子どもに対する行為は、社会が承認しない行為の種類で、*offense*（犯罪）だからである。その相手子どもは専ら *victim*（被害者）と呼ばれている。かつて子どもの方が大人を惑わしたとし、子ども自らがその関係に積極に役割を果たしているとされたりした。それが事実なら *ヴィクトイム* というのは当らないかも知れない。これに関してスロイは、たとえそうであったとしても、まだどんな場合であれ、大人に抗し難い子の弱い立場からして、⁽¹³⁾ *ヴィクトイム* と言うべき、としている。⁽¹³⁾ 児童の性的虐待はまさに弱肉強食というべきである。要するに当事者は加害者と被害者であり、加害者は圧倒的に男性であり被害者は主として女性である。

加害者は、子どももその家族も知らない全くのストレンジャーもあれば、子は知っているが家族の知らない場合や、子ども家族もよく知っている人である場合もある。たとえば、八歳の女の子は学校から帰るといつも隣のオジサンのところへ遊びに行き、おやつなどもらつて可愛がられていた。しかし彼はいつも彼女にフェラチオをさせたり、いたずらをしている」とが発覚した。⁽¹⁴⁾ いのように隣人知人がある。さらに親族、そして親自身もある。親子とふうと、インセスト（incest）、近親相姦ということになるが、インセストと児童の性的虐待はどう関係するであろうか。もし児童の性的虐待を淋しいところを徘徊する得体の知れない変態＝ストレンジャーの性犯罪とし、インセストはこの場合親と小さな子どものとの特別な関係と考えると全く違った問題であるかのようにみえる。しかし、それが親子という関係にあるだけのことで、大人の子どもに対する性的虐待である以上、インセストも明らかに児童の性的虐待であり、その最たるものといえる。それは、大人としての役割とともに親としての役割からの、二重の逸脱を意味するからである。

一つうセックスは性的に成熟した男女の間のことからである。性的に未成熟な子ども、多くが十歳にもみたず、ときとして幼児までがどうして性的な対象として選ばれるのであるか。ペドフィリア (Pedophilia) という語がある。わが国では小児愛あるいは小児性愛と訳される精神医学上の概念である。ペドは子ども、フィリアは愛好の意で、ペドフィリアは語源的には未成熟な幼児に対する同性愛として用いられたことであるが、わが国における心理学や精神医学諸事典⁽⁶⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾によると、今日では「両性の幼児を性満足の対象とするものを一切含む」とされ、「性的に未熟な小児を性対象として選択する異常性欲の一種」とされている。性の異常は量的異常（高進——性欲高進、低下——不能症）と質的異常（性目標の異常——露出症、サデズム、マゾヒズム）と性対象の異常（同性愛、小児性愛、近親相姦その他）に分けられる。小児愛は性対象の異常で、インセストも同様とすると、インセストは小さな子であり近親であることによって二重に性対象の異常ということになる。さらに小児愛は発達停止・退行した自己像と対象との同一視による真性あるいは完全小児愛と、成熟した異性への接近が困難な状況で児童を選ぶ代償的小児愛に区分される。

児童の性虐待にかんする諸論文において、どうして子どもに向うのかという本質的な論議はほとんどない。接した限りでのことであるがグロース (A. Nicholas Groth) のものがほとんど唯一といつてよい。彼は幾つかの個所でこれについて述べているが、それらを総合してまとめてみる。

彼はいう。数百ケースを扱った長年の経験から言えることは、加害者は下劣な悪魔のように思われているが、決してそうではなく、それ以外はごく普通の人で、法を遵守し、能力もあり、生産的生活をおくっている人たちである。人種、宗教、知能、教育、職業、社会・経済階層等々について特別に区分すべき何らかの特徴も見出せない。唯一の共通

性はペドフィリアで、それは精神病 (mentally ill) やはなく、人間関係に基いて感情障害 (emotionally troubled) というべきものである。

この小児愛的行為は加害者の社会・性的成熟のレベルに基づいて二つに区分せねば。

1 固定的あるいは完全な小児愛 (fixed pedophilia)

そのセックス・オリエンテーションが第一次的に、あるいは一貫して小さな子どもに向かられる。この種の小児愛者は、その性的発達の開始点から専ら子どもに引かれ、子どものみが性的関心の対象となってしまっている者である。例をあげると次のようである。二十歳白人男性、知能は中程度、アル中の両親のもとで育つ。十三歳のときより年少の男の子に性的に引かれ、近所の子にアプローチし、相互に身体を愛撫し合ったり、マスターべーションし合ったりする。十七歳のとき家出をし、男相手の売春やポルノのモデルとして稼ぎ、こうした職業生活の中で、特定成年男子と性関係もでき、またときとして女性との関係もあったこともある。しかしそれはお金のためや止むを得ない他の事情によるもので、成年男女には性的に引かれず十九十二歳の少年にのみ引かれる。

固定、完全（真性）といつても子ども以外は全くかかわらないわけでない。第一次的に子どもにオリエンテーションされているといふことである。ここに有名なナベコフの『ロリータ』が思い出される。主人公ハンバートは、その連れ子十二歳のロリータに引かれ、その子にアプローチするために、全くその気のないロリータの母親と結婚する。⁽⁶⁾ 子に執着し子に結びつこうとすることは、彼の社会・性的発達がそこで停止 (arrested socio-sexual development) してしまつてゐるといふ、性的成熟早期停止 (sexual fixation) である。彼は自分と子どもを同一視し、何らかの方法で自分を子どもにいたるようとして子どもは性的に引かれる。かくして加害者が男であるとも、少年を被害者とすれどが多いが、これはホモ恋愛ではない。それはナルシスティックなもので、その少年を自身のプロジェクトされた表象 (a projected representation of themselves) みなす。自分を成人とするより子どもであるとするのである。ゆえに相

手少年（または少女）も、自分を子どもとして受け入れてくれるよう、自分の行動や関心を子どものレベルにおとそらとする。すなわち、自分も子どもであるかのように振舞うのである。『ロリータ』にはこれに腐心するハンバートの苦闘が見事に描かれている。

2 退行的小児愛 (regressed pedophilia)

前記、固定的ペドフィリアは「くわい」く少數派で、ペドフィリアの大部分はこの退行型に属する。大人の世界、成人関係を厳しいものとしてそこから撤退し、より安らかな子どもに向うものである。その成長発達期から小さな子に性的関心をもつていいないが、成人として大人の世界に入り、それに伴う責任や生活要求に圧倒されたり、人間関係におけるコンフリクトや感情障害を体験するとき、すなわち、成人生活要求へのたたかいの中に起るストレスが、彼をして子どもとのセックスに向わせる。

三十八歳白人男性、既婚、知能中程度、生育歴順調、安定した家庭に育ち学業にも難なく、性的発達にも異常なし。子ども時代、姉妹と性的遊びはしたことはある。十五歳でマスターべーションを始め、十九歳で初体験、その彼女と結婚し、不倫なし。しかし失業し、そのうえ妻が治療困難な病気となつたとき、十一歳の娘とかかわる。高額な医療費請求、その他生活の圧迫から、酒びたりになる。打ちひしがれて家に帰ると自分のベッドに娘を入れ、愛撫することを始め、のち性交に進展、二年間続く。この間成人との性交渉は全くない。彼は妻も子ども大事に思い、今もこれからも愛していくといい、どうしてこんなことになつたかわからないという。かくして彼は、あたりまえの男性と同じく成人女性にかかわっており、それゆえに少女をターゲットとする。女性であつても成人であつては、今の彼の欲求はみたされないのである。

未熟、無能力、脆弱性、疎外感等を心理的基礎に、成人セクシュアリティには脅威を感じ、それを回避または放棄するに到る。彼はあたかも子どもが自分と同年代であるかのように、すなわち成人であるかのように対する。先の固定的

ペドフィリアの2タイプ

Fixated (固 定)	Regressed (退 行)
1 第一次的な性的オリエンテーションが子どもに	1 それが同年齢世代(大人)に
2 小児愛傾向は青年期に始まる	2 成人期に出現する
3 それを促進する他の事情やストレスはない	3 他のストレスによって促進される
4 その関心は一貫している。止められない	4 その時、事情によって出現する
5 あらかじめ考えられた犯行である	5 最初の手だしは思いがけなく、衝動的に
6 自身を子どもと同一化し、行動を子どものレベルに合す	6 代償として。コンフリクトを含む成人関係を子とのかかわりに代置、子どもは仮の大人で、大人の代償。インセストの場合、親の役割は放棄される
7 少年が第一次的ターゲットとなる	7 少女がターゲットとなる
8 同年齢世代と、ほとんど、全く性的にかかわらない、独身か結婚の場合、便宜上の結婚にとどまる	8 同年齢世代ともかかわる、結婚しているか同棲している
9 アルコール、麻薬の過度な常用はない	9 その行為にアルコールが関係していることが多い
10 性格的な未熟、同年齢世代と社会的、性的にうまくやってゆけない	10 まず普通に生活していくが成人関係はもう一つうまくやってゆけない
11 その犯行は、それによって生活諸課題を解決しようとする不適応を意味する	11 特殊な生活ストレスを処理するために試みる不適応を意味する

(13) p. 217ページによる。

小児愛者が自分を子どもとするのに対し、退行の方は子どもを大人のレベルに引き上げ、成人とみなして (pseudo-adult)、子を扱う。しかし固定（発達停止）であれ退行（前段階へのまいもどり）であれこの二つは、いずれも未成熟なパーソナリティにより成人世界への適応を欠き、成人レベルから脱却していることである。グロースはこの二つについて対照表（前頁）を作成しているので掲げておく。

性行為は性欲の満足を目指す行為である。子どもを対象とするこの種の大人の行為も当然それによって性的満足を得ようとしているはずである。しかし子どもは非性的な、あるいは性的要素の少ない (non-sexual or sexless) 存在である。非性的な子どもに性的に引かれる矛盾——それはどういうことであろうか。性的に引かれるべき大人は脅威を含み、ダーティで、心の安らぎがない。ノンセクシュアルあるいはプリセクシュアルな子どもは、身体はなめらかで体毛もなく性器も未発達にどまり、クリーンである。かかる子どもはイノセントで愛すべき、オープンな、暖かで、信頼できる、安らかさをあたえる存在である。グロースら精神医学的見解によると、非性的な子どもに性的に引かれる理由は、その基底的な動機づけが、第一次的に性的なものでないからだとされている。すなわち彼がその性的行為によつて得ようとするものは、自分というものを子どもが受け容れてくれ、気にかけてくれること等、受容、承認、合体 (affiliation) についての、あるいは支配と権威、コントロールに対する心理的ニーズの充足にある。私は「愛され」「尊敬され」「重要な者と」感じさせてくれた等が、加害者の典型的なコメントであるという。成人といふそのものも、そのセクシユアリティも脅威を含む。大人には思うようにゆかないが子どもであればすべてうまくゆく。子どもは自らを主張し要求することは少なく受容的である。抵抗や拒否のリスクは少なく、操作もし易い。彼は、自分がより有能であり、この世界における自分の存在意義、重要性をしっかりと感じとることができる。かくして彼は、子との性的行為を通じて、自身の未解決の発達上の課題の解決を目指し、現実の生活におけるみたざれざるニーズを充足しようとする。セックスそのものなく、セックスを通じて、セックスを超えた何物かを求める。それは非性的なニーズがセックス

スという行動形態に表されていふのである。

ペドフィリアについてエンニュー (J. Ennew) も同様の見解を示しているが、また別の要素を含めている。ペドフィリアは思春期になる前の、すなわち十一歳までの子どもにかかるが、それを超えた思春期の子ども (十一～十六歳) にかかるものは、ペデラスト (pederast) として区分される。いずれも幼いことを本質とするが、ペドフィリアが性的未成熟であることに価値をおくるに対し、ペデラストは性的にフレッシュネスであることに価値をおくる。ペドフィリアは自身の児童期の失われたパラダイスを求めるよう、小さな子どもに向うが、それは現実の子どもに引かれるのではなく、子どもの時代における彼自身の想像上の写し (imagined replicas) として表されているものに引かれているのである。これに対してより年長の子に向うペデラストは若さそのもののイメージ、すなわち若気、エネルギー、美、イノセンスが結びつく特殊な美を求めている。なおグロースもペドフィリアとともに、より年長に向うものをヒーピフィリア (hebephilia) へ区分はしているが、(ヒーピはギリシャ神話青春の女神)、特にそれ以上のことは述べていない。しかしいずれにしても、成人生活の厳しさに無力感をもつ未熟なペーナリティであり、大人の脅威のない未発達な子に向うのである。グロースの表現によれば、彼は「成人の姿をした心理学的には子ども」 (a psychological child) ののである。

それは性行為そのものよりは、ロマンチック・ラブであるという見解がある。性欲の充足は、未発達な子どもに多く期待できない。売春婦の方がその点すぐれている。売春婦などでは与え得ないもの、エモーショナルなニーズ——それは安らかで親密な子との関係においてのみ得られるのである。

またグロースは、その発動について、セックス・プレッシャー (sex-pressure offense) とセックス・フォース (sex-force offense) に分け、前者はエモーショナルなニーズ充足のための愛の対象としての子どもであるが、子どもをその気にかれる誘惑、代償 (物や愛情) 等、ソフトなアプローチがなされ、後者は自己の欲望充足のみが目的で子どもを

その道具とみなすゆえに、ほとんどの場合、小さな子にはあえて力は不要であるが、場合によつては手段を選ばず力も行使するハードなアプローチをすることになり、子どもを傷つけることも起つる。しかしこれでも、このハードな方はごく少数派で、大部分は前者に属する。

5

加害者は、子にとって全くのストレンジャーから、自身の親まであつた。親の場合はインセストといふことになるが、インセストは児童の性的虐待の一つの種類であり、その重大な部分である。インセストの父親は、児童の性的虐待の加害者である。

今日、児童の性的虐待という用語に示される大人の子どもに対する性的虐待の発覚と問題提示は、親の子に対するその行為、すなわちインセストにおいてであつたといえる。前述したように前世紀末のフロイト、今世紀になってベンダーによる、そして以後現代にいたる多くのクリニシアンたちは、女性クライアントを扱う中で、父親に犯された娘の数々の事例に遭遇していく。

インセストは、厳格にはその親子兄弟姉妹間を中心とする近親の相姦、そしてその行為は性交ということである。歐米ではこれをめぐつて法的規定、罰則がきめられているが、近親の範囲や行為の内容について、たとえばアメリカにおいて州によって違いがある。⁽⁶⁾⁽⁷⁾ 今日、児童の性的虐待の研究者たちのほぼ共通した見解は、親は生みの親にとどまらず、繼父、義親、里親等、親として子の養育に当たる者（ケアーティカーラー）を含め、性交のみでなく、性的虐待に含まれる子に対するすべての性的行為を含めていいる。なおここでは同年齢世代にある兄弟姉妹や、すでに子が成人に達した親子の相姦は、テーマ外として取扱わない。ターネイ（K. J. Tierney）はインセストを避けて家族外（extrafamilial）

児童の性的虐待

に対して家族内 (intrafamilial) という概念を使っているが、これは彼女によれば、インセストを厳格な法的規定上の概念とし、これを超えたより広い範囲を含めるためである。⁽¹⁵⁾ また別の他に、インセストなど「あらゆるインセスタス (incestuous) ベーハターム」をよく使用されている。クーパー (L. K. Cooper) は性交に到らない行為、愛撫やマスター ベーン等などを指すものとして、インセスタスという語を使っている。⁽¹⁶⁾

近年の調査研究に基づく労作としてはハーマン (J. L. Herman) の『父一娘インセスト』(一九八一年) がある。⁽¹⁷⁾ 彼女はクリニシャンとして仕事を始めるや、その女性クライアントの中に次つぎと父親とのインセストのケースに逢着し、その余りにも多いことが研究の動機となつたといふ。それは、関連文献・資料の検討を含むが、そのメインは彼女が扱つたケースを集積し、その四〇ケースについて組織的な研究を行なつた調査結果からなつてゐる。彼女はインセストを「最も甚しい性的虐待の形態」(the most extreme form of sexual abuse) といふ。そして同じく、親は生みの親に限らず、そして性交に限らず、「親と子との間の一切の性的関係」「秘密をするすべての身体的関係」としている。

四〇ケースの中、三一が実の親であり、継父五、養親四であった。その父親は軍人、医師、教授、商人等含まれ、今にいたるその人生において警察や福祉、精神科医にも全く無縁であった人たちで、知能も労働スキルも平均以上、経済的に安定し、教会に行き、働き手で家族の面倒をよくみると、外での評判もよく、中には町の名士である人も含まれてゐる。

父親の共通した特徴は、父(男性)は母(女性)を劣るものとし、力によって家族を支配し、半数が妻を殴るなど暴力もあるういふことがある。母親の方は、入院、不在であつたり、いても、妻として母として十分にその役割を果たせず、夫にも子ともにも情緒的な結びつきが弱く、暖か味がない。平均よりも子どもの数が多い。

被害者は三一人(八〇ペーセント)が長女で、インセスト行動の開始は半数が十歳以前で、十三歳以下が八〇ペーセント、最少年齢は四歳であり、平均年齢は九歳である。性交に進むのは思春期に達してからであり、ふつう暴力の行使

はない。七人は一回きりのことで終つたが、他は機会あるごとにで、平均三年続く。一人（二八パーセント）がその妹にも手を出している。（三分の一は下に女の子がない。ゆえにこれを除くとペーセンテージはずつと上昇する。）男の兄弟に及ぶものはなかつた。

秘め事として進行する父娘の関係の発覚、暴露は、娘自身の抵抗、訴えとして起る場合、(1)成長し性交に及ぶとき妊娠の危険があること、(2)父親が外での付き合い（とくにボーイフレンド）を禁止し妨げること、(3)妹にも及ぶこと、などが契機となる。告白の相手は四六・五パーセントが母親、その他は友人、他の家族のメンバー、隣人、そして社会機関である。しかし多くは実際の助けにはならない。社会機関が訴えを受けとめたとしても、ワーカーが家庭訪問するところ、ちゃんとした家庭であり、子どものいうことは間違ではないかと、そのまま帰つてしまつて何の対処するところもない。虐待（身体的）ケースの場合は親にも子にも面接し、事情聴取が行なわれるが、性的虐待の場合は十分に行なわれない。インセストは法によつて禁止され处罚の規定があるが、ほとんどのケースは法規定に非該当とされ、公式の訴えとなつたのは四〇中三ヶースにとどまる。たとえば性関係に入った日を特定できないこと、母親に詰らうことを怠つたという理由で、二人の娘を犯した父親は無罪となつた例もある。

どうしてこういうことが起こるのか。ハーマンによるとそれは極めて単純明快である。父一娘インセストは強者と弱者、すなわち男性対女性、大人対子ども、親対子という二重三重の強者による弱者に対する攻撃にほかならない。「養育の代償を娘のからだで支払わせている」とまで彼女はいう。インセストは家父長的家族（patriarchal family）の、男の力の行使による児童虐待の一つにほかならない。家庭と社会における男女不平等、男性優位と男性支配が根源であり、依然これからも男の子がこの規準に沿つて育てられていく限りこうした性的虐待、インセストはなくなることはない。ハーマンはフェミニストである。児童の性的虐待の研究という以上に、本書はフェミニストによる男性社会への痛烈な告白の書となつてゐる。

われわれはヨーロッパの立場にたたずとも、児童の性的虐待は、すべて優位な立場にある大人の、子どもの弱さにつけこむ、一方的な行為とし、すべて加害者=大人の責任とした。ハーマンの見解等に尖鋭化されたこの立場に対しで、全くその反対の意見がある。娘の方が誘惑的で、それを始めさせたのであり、娘の責任だというのである。これを「誘惑的娘」(seductive daughter) 説といふ。

古くはベンダーが、いくつかのケースにおいて被害者の娘を扱ったとき、その娘たちは皆、アトラクティブで、その関係に積極的な役割を果たしたか、少なくとも協力的であったと判断した。インセストの権威ベンダーソン (J. Henderson) は、娘もアクトリブで共犯とした。⁽¹¹⁾

こうした説の根源はフロイトにあるとされている。フロイトは女性ヒステリー患者の治療にかかる中で、インセストの諸事実を見出し、それがヒステリーの原因でないかと考えたことは先にも述べた。しかし、のち彼は、「」のインセストは父親との行為の事実があつたと、いわゆる「エディップス」説である。人間は生まれつき性的存在である。成長発達のある時期、息子は母を性的に所有しようとし、父親と競い、娘は父を所有しようとする。異性の親に対する性的な願望、インセスト的な願望は本来子どもに存在し、かくして娘は父親に対して誘惑的となるのである。⁽¹²⁾

現在において多い考え方生きている。ショルツ (R. G. Schultz) は被害者は、その責任を全く免ぬがれる完全に被害者である場合から、他の極として被害者自身がそれを誘発し、誘惑的パートナー (seductive partner) である場合まで、いろいろな段階があり、余りにも積極的、誘発的であった子どもは性非行 (sex offense) として対処しなけれ

ばならぬふと、⁽³⁾

グルバー (K. J. Gruber) や、⁽⁴⁾ の問題をテーマとして、論文を書いている。⁽⁵⁾ 先づ近年の諸研究においても「誘発的な娘」はまだ数々登場するところが示される。グリュック (B. Glueck) は一八五例中二一ペーセントが少女は誘惑的とし、ワイス (J. Weiss) は七三例中六〇ペーセントが、少女の側からのすんでそれに参加 (fully participant) したとし、ラヂ・カチャ (L. Radinowicz) はその四〇ペーセントは反対するところなく (non-objective) や、アドベート (P. H. Gebhart) は全性犯罪の六六・九五ペーセントに被害者における誘発がみられ、ヴァークニン (M. virkkunen) は六四例中四八ペーセントが同様である。しかしこのほとんどは加害者のいい分なのである。人は子供の「かわい

よりは大人のいいことを信じる。しかし果たしてこの場合、加害者のいいことを信じてよいのであるうか。

グルバーは、相手が権威があり、自分が世話を受けている大人であるがゆえに、それを子供は拒む」とができないだけのこととする。そしてもし子どもが性的欲求を表すような行動をとり、子どもが求めているかのようにみえたとしても、それは、愛され、かまつてあらいたいというナイーブなもので、決してセックストを求めるものでないと強調している。これについてはクロースも、子どもがたとえ誘惑的にみえても、だからといって大人が子どものせいにするとは決して許されるものではなく、それに対して親としていかに対処するかということこそが根本であるとしている。⁽⁶⁾

当事者として加害者父親と被害者娘の登場が終った。からにもう一人の登場人物が現れる。娘の母親、すなわち父親の妻である。「誘惑的な娘」と「共謀的な母親」 (collusive mother) が、しばしば父—娘インセストにおいて、ワン・セグトになつている。

同じ家庭の中では、しかも自分の夫である父親と自分の子である娘が、そんな関係にあることを全く気付かないはずはない。しかも長期間続いているのである。そのことは、母親は知っていて、何もしないか、何もできないことを意味する。気付いてそのままにする。驚いて、トラブルとなるが、結局黙認することになつてしまふ。黙認も協力の一つで

ある。

しかし、より積極的で、娘を自分の代りに父親に差し出す母親がある。決してボルノ小説ではない。有力なインセスト論の科学的論議においてである。母親は、そのために夜の仕事につき家を空けるようとする。「お父さんを頼むわね」と娘にいう。娘は家事全般を引きうける主婦となっている。彼女はリトル・マザーであり、父親のセックス・パートナーとなる。娘が母親のすべての役割を果たす。これが「役割転置」(role-reversal) という専門用語で示される。かくして「誘惑的な娘」と「共謀的な母親」によって父—娘インセストは確立される。ハーマンはこの精神医学的理論と『プレイボーイ』等の男性誌のインセスト・ストーリーとは、多少味つけが違うだけで、ほとんど変わらないという。依存的な母親は、父親を家につなぎとめておくために、古るびた自分のかわりに、より若く魅力的な娘を父親に提供するとも述べられる。

そのように極端でなくとも、母親のあり方に問題もあるということにはほとんど意見は一致しているといってよい。ひと口にいえば、かかる母親は依存的で自己の確立を欠き、弱く、影がうすい存在であるということである。病氣であつたり入院したり、不在がちであつたり、家事において十分な役割は果たせないばかりでなく、夫婦関係もうまくゆかず、性生活も不満足な状態にある。冷めたくて愛らしさがなく、夫に対しても子に対しても心の結びつきが弱く、情緒的な満足をあたえ得ない。母親として家庭の中で確固たる位置をしめその役割を果たしていない。母不在現象 (maternal absence) がそこにある。

娘とともに母親の罪とするこの説は、すべてを女性のせいにする勝手な男性理論としてハーマンらフェミニストに反撲されている。同じくこの立場からマッキントリーも、この母親の役割そのものをテーマとして書き、母親の無能としてすべてを責任転嫁する男性の論理として反撲し厳しく追及している。⁽²⁶⁾

」のようインセスト理論に、夫婦・親子が登場するとき、インセストの問題は、加害者個人の病理とか、また被害者個人の状況とか、個人ひとりの、また当事者だけの問題でなく、家族全体、家族の構造・システムと機能の問題となる。⁽³⁵⁾

クーベー (L. Cooper) はインセストは加害者個人の精神病理から起るのではなく、「家族の全メンバーがインセスト・ドラマに役割を演じる家族問題」にほかならないとして次のように述べている。⁽⁶⁾ 当事者のみでなく母親も知るところでは、家族内ではすべて分っていることがあるが、互にそれを言ふことはなく、もちろん家族外には一切口外しない。家族の均衡はそれ（インセスト）によって保たれており、家族の存続を望む以上、そのまま静かにそれは続行されなければならない。

コッホ (K. Koch) も同様の見解で、インセストは今や「共謀的な母親」説から家族システム論に展開したとする。すなわち家族メンバーの行動は、家族オメオステーシスないし家族均衡の維持にかかるといふから、インセスト家族のメンバーは相互依存のロープで一つに固く結び合されている (tightly knit families) とする。子を十分やかに育成する家族機能は損われ、役割は混乱し、メンバーはネガティブに結ばれ、ディスファンクション・システムになってしまつていて、それを問題あるいは病理というなら、インセスト家族は問題・病理家族ということになる。⁽⁴⁹⁾

これに関連して、インセスト家族は、病理的システムよりなる病理家族 (multiproblem family) といふべきもので、インセストは、その他のさまざまな問題行動として表出される家族病理の一つであるとする見解がある。その家族は、血縁関係があり、父母、兄弟姉妹という名称はあるものの、まことに家族とはいえない性と年齢を

異なる個人の集合体、名のみの家族 (non-family) にすぎないような家族状況である。⁽¹³⁾ 恐らく大ていの人びとは、インセストという最たるタブーを犯すような家族は、いやした病理的、多問題家族というべき状況において、あるいはそれゆえにのみ起るとするのが最も納得しやすいであろう。しかしながらした家族はあるとしても、その一部に限られて、その家族の多くは決して病理的、逸脱的 (atypical) といえば、ハーマンの提示した多くのケースは、多問題家族とはほど遠いふうの、世間からみて立派な家族であった。

ハーマンはインセストを家父長的家族、すなわちこの社会が男たちにあたえている男の権力の、それに対して被支配者、弱者として規定される女性と子どもに対する不当な行使とした。ペドフィリア論を開拓したグロースは、インセストの場合、加害者が固定的ペドフィリアか退行のそれを見極めなければならないという。前者の場合、娘のみでなく他の子どもへ被害が及ぶ危険があるからである。五歳のときから自分の娘とやっていた父親は、その子が十歳になつたときその友人にも手を出し発覚したが、他に八人の少女が被害者となつていたことがわかつたという事例がある。しかしこうしたことほど少なく、ほとんどは退行型である。この退行型は、その時の状況によるもので、それは成人生活を耐え難いものとしての退却、すなわちストレスによるものといふことができる。ターネイ (K. J. Tierney) はこれまでの諸研究の発見事項を四つの主要因子、(1)未熟な父、弱い母というような個人のパーソナリティ特性、(2)家父長的家族等家族の構造・システム、(3)社会的孤立、居住・生活諸条件等社会学的因子、(4)母親の入院等家族を襲うストレス等による関連的全般的把握を提倡する。彼はインセストの理解は一つの、あるいは主たる原因の追究でなく、諸因子連関の「システム・アプローチ」によって達成されるとする。⁽¹⁴⁾

もう一つのことは、大人が子どもに性的に喚起・触発されるとして、どうしてわが子に向うかということがあらう。固定的ペドフィリアの場合は他の子にも及ぶが、ほとんどわが子のみに限られる。やはりインセストは家族の状況が生みだすものであるといふことである。この場合、血のつながりとはどういう影響をあたえているのか。ハーマンの四〇

ケースのほとんどは生みの親であったが、他の多くの研究は、血のつながりのない継父が多く、インセストの危険は、かかる家族の場合に、より増大するといわれる。養育する立場の親と養育される身分である子の立場、共に生活することによる関係の樹立と親密さ、機会の増大すなわち、ベースがいうように子は親にとっては「お手のもののヴィクトリーム」(easy victim) とこうように、アプローチがしやすいこと等いろいろ考えられるものがある。しかし家族というものはすべてこれと同じ状況にありながら、決してインセストは起こらないのである。いろいろな因子、加害者のおかれた状況は十分考慮されなければならないとしても、やはり最終的には、加害者の問題にかえらなければならないであろう。グロースも、それを家族システムによるものとすれば、加害者はその責任を免れるかのようであるが、たとえば加害者自身がその病理的システムをつくりだす重要な要素であることを看過してはならないとしている。⁽¹³⁾

8

これまで、加害者は男性、被害者は少女という対応で述べられてきた。それが児童の性的虐待の大勢ではあるにしても、被害者が少年、加害者が女性である場合ももとより存在し、これについても論及しておかなければならぬであろう。

少年が被害者である場合の報告はずつと少なく、従つて研究もく甚ない。はからずも一九八七年二月号の『ソーシャル・ケースワーク』(Social Casework) は、全ページを児童の性的虐待問題とし、しかも少年が被害者である場合に力点をおく特集号としている。この号のエディトリアル・ノートでは次のようなアピールがなされている。その要旨を示すと、一九八〇年の初めから、児童の性的虐待についての市民の関心は非常に高まり、通告も何倍にも増大した現状に鑑みて、この特集号を刊行したわけであるが、これをホモ性的虐待を中心としたことは読者を驚かしたことである。

親子インセスト

調査者	時期	対象	内インセスト数	親一子	父一娘	父一息子	母一息子	母一娘
ワインバーグ	1955	裁判所ケース (イリノイ)	203	166	164	0	2	0
ラキノ ウィッヂ	1972	臨床ケース (アイルラン ド)	55	38	35	0	3	0
メーシュ	1972	裁判所ケース (ドイツ)	78	74	66	4	3	1
メゼルマン	1978	臨床ケース (カリフォル ニア)	58	43	38	2	2	1
ジャステス	1979	臨床ケース (テキサス)	112	103	96	5	2	0
		総計 %	506 100	424 94.1	399 2.6	11 2.6	12 2.8	2 0.5

Herman, *Father-Daughter Incest*, 19 ページより

う／＼という。10点中最初の四点が少年に関するもので、これらは、少女に比して余りにも研究未発達なこの課題に取り組もうとする意欲を示すものであらう。巻頭論文ピアース(L. H. Pierce)の「父一息子インセスト」を中心に他を補足的に考察してみる。

ピアースは、これまでの一九点の文献からの五一ケースを検討し、四つに分類している。

(1) ホモセクシャル (homo-sexual) 家族。父親が明らかにホモ傾向をもつもの、しかしこれは少数派で六ケースのみである。

(2) 乱雑 (promiscuous) 家族。わが子を一人に限らず男女を問わず他所の子にも及ぶこともあり、非常に異常な行為のこともある。

(3) 暴力・虐待 (abusive) 家族。性的虐待のみでなく身体的虐待も起こる荒れた家族。

(4) アルコール家族。その行為のときは飲んでいることが多く、アル中も含まれる。

こうした少年被害者の場合は少女の場合以上に表面化することは少なく、極めて過少報告にとどまるときがある。

それは、ウイリアムズによれば⁽⁵⁾、インセストであるうえにホモであることにおいて、二重のタブーを犯すゆえに、いつそうの社会的逸脱を表すからである。そして彼は、娘の場合はその家族システム、家族相互作用であるのに対して、父一息子インセストは父親個人の心理的ヒストリーとそのパーソナリティが問題であり、すなわち父親の心理的な病理にあるとする。そして父一娘の場合は大半が彼女一人が被害者であることが多いのに對して、父一息子の場合は多く（六五ペーセント）がその少年のみでなく他の子、少女を含み、被害者は複数になることが多いとしている。以上、すべての考察から、父一娘インセストに比して父一息子インセストの家族は、より状況が悪く、より病的的と考えられる。

ところで、でもまた加害者は男性であった。女性はどうなのであらうか。マッカーティ（L. M. McCarty）は、ダラス・インセスト・トリートメント・プログラムが過去三年間に扱った二九例をあげ、不明個所の多い三例を除く二六例を中心⁽⁶⁾に次のようにまとめている。五人は共犯的役割、九人は父親との共謀で、すべて父親が主に関与し、残りの一二人が母親一人の犯行であった。十一人の母親は少女を、八人の母親は少年を、二人の母親は男女ともであった。この二二名の母親のうち一七人は子ども時代に自身が虐待された経験をもつ。殆んどが損われた児童期を過し、十代で結婚している。

母親が主役である場合、その母親はこれまで、精神薄弱、精神的障害等ひどく損われてゐるといわれてきた。スロイエはこの通説に対して、母親がかかる重大な欠陥をもつ場合にインセストの事実が発見されるゆえで、考えられているよりも多いはずだとする。それは、母は育児行為の中で子の身体に触れるのは当然とされ、ゆえに性的虐待とすべき行為が含まれていても発覚し難いからだとする。父親の共犯的な場合の方が多いが、単独犯の場合は、父一娘インセストと同じ動機づけとダイナミックスによると解している。⁽¹³⁾なお、父一娘インセストはインセストの代表語として定着しているが、母一息子インセストというのは稀にしかなく、この場合、母子インセスト（mother-child）として表されることが多い。

いずれにしても女性が加害者であることは「く少なく、圧倒的に男性である。これはどういうことであらうか。男性

と女性の違いというものがあるのであらうか。これについてはフィンケラーが次のように分析している。それは、男は男として、女は女として育つことの問題とする。

- 1 女性は早い時期から愛情の性的表現と非性的表現の区別を学びとり身につけている。
 - 2 男は女よりも異性関係における成功がより重要であることを学びとっている。
 - 3 男は関係のコンテキストを離れて、性的関心をホーカスできる。女性の方はロマンチックで関係がすべてである。男は性交そのものを欲し、子どもによつても性的関心や欲望を覚醒されるが、女性は相手が子どもでは、セックス・パートナーとはならない。
 - 4 男は自分よりより年少の、より小さい相手を性的パートナーとするのが適当として育てられている。これに対し女性はより年長のより大きな人をセックス・パートナーにするように育てられている。⁽¹⁵⁾
- ハーマンらフェミニストたちからすればこうした男こそ諸悪の根源である。古き時代より今にいたるまで、女性も子どもも男の所有物である状況において、児童の性的虐待は、かかる男の犯行として起り、男にとつては婦人と少女の区分もない。彼女らにとつては、それは大人対子どものパワーの差もある」とながら、それ以上に男対女のパワーの差である。かくしてベースのいうようにインセストも児童性的虐待も、男の子どもに対する暴力 (violent men against children) なのである。⁽⁴⁾ 児童虐待（身体的）が暴力是認文化を根源とするものとすれば、その表出のしかたは異なるがこの性的虐待においても同様であるといふことができる。そして暴力の主役は男性である。

フェミニストのいうところを全面的に支持するかどうかは問題としても、了解できるところは多い。たとえば、レイプとは男の女に対する行為である。男が暴力や脅迫によって女性の意に反して性交を強行すること、婦女暴行である。現在、アメリカでは夫の妻に対するレイプも問題になつておらず、また、レイプは意外に顔見知りの犯行であることも多いが、多くの場合、相手は無関係な女性である。女性と違って、何ら愛情もなく、関係のない相手であつても男はセッ

クスを発動できるのである。買春もまた同じことである。男は女性よりも性的であるといえ、そして女性よりパワーをあたえられていることは確かである。

9

現代、児童の性的虐待が一大社会問題となつた背景は、それが多発しているという事実の発見であった。それは埋もれていたものの表面化にすぎないのか、それとも事実そのものの増加なのか。現代進行する社会において、あるいはここ数十年の間にどうであつたかという問題とともに、ずっと以前の社会においてどうであつたのかという問題がある。いかなる時代、いかなる社会においても、人間は必ず性的欲望をもち、人類は必ず子どもをもつていた。セックスにおける大人対子どもの問題は、すべてを含む大人対子どもの問題すなわち、その社会において子どもはどういう位置をあたえられていたか、子どもの地位の問題がかかる。フィンケラーの指摘にもあるように⁽⁹⁾、かつての社会の、今にくらべての子どもの地位の低さ等を考えると、児童の性的虐待は、昔の方が今よりも多かつたのではないかとも考えられよう。

ずっと遠い昔、古代ギリシャ・ローマの時代、大人が男女を問わず子どもをセックスの対象として用いることはつうにあり、中世において、またさらに時代をくだっても、大きく変わなかつたという。⁽¹⁷⁾一七世紀、家族が入りまじつて寝る暮らしの状況の中で、親が子に性的にアプローチする危険は多く、ゆえにモラリストたちは、親は子と別に寝ることを訴えた。第一、今のように子どもを大人から区分することはなかつた。アリエスは大人と子どもの区分、小さな大人でなく子どもが子どもとして社会に登場するのは一七世紀くらいのこととする。彼の有名な『子どもの誕生』の中には、子どものセックスについて次のような描写がある。

ルイ十三世の幼児期の状況について御用医師エロアールが克明な記録を残している。ゆえにこれは立派な史実である。時期は十六世紀末一七世紀初頭である。

召使や下男、脇なしの若者、あるいは国王の側室のような軽薄な性向の女性などに限ったものではなかった。母親たる王妃も然であった。「王妃は手をかれの局部に置いて、『いい子ね、あなたのくらはしきをつかみましたよ』と言ふ」。次の二節はさらに異様である。「かれと公女（姫）は服を脱ぎ、国王陛下と一緒に裸で寝台にのせられる。二人は互いに接吻しあつたり片言でお喋りをして、国王陛下を大いに喜ばせる。国王陛下が、かれに質問する。『おまえ、（スペイン王女のお嫁入り道具はどこだね？）かれはそれを示して答える。『骨がないよ、パパ』次いでいくらかたてて『今はある、時々あるんだ』」人びとは実際、かれの幼年初期の勃起を楽しんでいるのである。「八時に目をさますとベトウザイ嬢を呼んでいた。『ズザイ、僕のおちんちんがはね橋をするんだ。ほりや上った。ほりや下った』かれは一物を持ち上げたり下げたりしていたのである」。

このことはアリエスによれば、性的なことについて大人と子どもの区分がなかつたことであり、そのことは大人と子どもの区分そのものがなかつたことを意味する。ゆえに以後における子どもに対する大人のかかる行為の抑制あるいは衰退は、子どもが大人から区分され、子どもというものが成立していく過程を示す。

子どもが子どもとして区分されない以前の社会では、子どもも大人とともに原罪を有するものとされていた。子どもが大人から別とされたことは、子は原罪をもたず、イノセンスに生まれ育つということであった。⁽⁴⁾大人たちは汚れているが、子どもはその悪に染つていらない。また染まらないように守らなければならない。セックスは大人のものであり子どもは非性的な存在で、より純粹で穢れなきもの、小さな天使でありより神に近い存在とされる。⁽¹²⁾ビクトリア時代、少年少女は峻別され、またマスターべー・ションさせないように大人たちは汲々としていた。そのことは決して子どもも、非性的存在ではないことを意味するが、子どもといふものはイノセントでなければならないとされたのである。

しかし現実の生活の中では、絶対的な権力をもつ大人に對して、子どもの地位は余りにも低かった。フィンケラーの指摘にもあるように、⁽⁹⁾子どもたちは今よりも遙かに苛酷な環境条件の下に生活し、労動の酷使、人身売買、そしてさま

ざまな虐待があった。少女は学校へも行けず、家に縛りつけられ、絶対的権力のある父親に服する状況にあったことは、今よりもインセストの危険が多いといえ、家を逃れて工場や農場に働きに出たとしても、雇主ら男たちが待ちうけていた⁽³⁾。トオマス・ヘーディの『テス』もそうした犠牲者の一人である。

社会の発展は科学のますますの発展を促し、児童発達の科学は、人間の基本的ニーズ、子どもの成長発達に不可欠な諸要素を明らかにし、健やかな成長発達こそ子どもの唯一無二の課題であり、子どもは子どもとして保護され育成されなければならないということになった。神聖な子どもは、神聖な条件において生まれなければならぬ。神の前で結ばれた夫婦があり、そこにおいてのみ、そして子を生むためにのみ許されるセックスがあり、そこに子どもは誕生する。そしてかかる確かな健やかな家族においてのみ、子はつがなく育つであろう。こうした家族、夫婦子どもは、二〇世紀へ接続されその半ば過ぎまでは安泰である。

戦後十数年の経過の中に、社会は大きな変化に搖ぎ始める。人種差別徹廃運動、そしてウーマン・リブの運動が続く。過去におけるあらゆる拘束や抑圧からの人間あるいは人間性の解放が志向される。そこには性的解放が含まれている。正当な夫婦のみに許されるセックスは、そのワクを遥かに超えて拡大される。婚前、婚外セックスは普及し、夫婦交換なども登場する。伝統的家族は大きく揺ぐ。中絶は自由化される。ポルノは解禁となる。人間の自然な欲求は不当に抑止されはならない。セックスは自然なものでありよきものである。抑圧と拘束にある人びとの種類、女性、障害者、老人の権利が叫ばれ、そこには性的権利(sexual rights)が含まれる。人びとは他を害せず、他の権利を侵害しない、かぎり、性的表現の自由をもつ。ダイ運動も起り、次第にその成果をかちとっていく。成年男子と少年の性的関係はロマンチック・ラブの最高の形という意見も出てくる。子を生むためのセックスからレクリエーションナル・セックスへ——その勢はとどまるところを知らない。かつては病理といわれ倒錯といわれた逸脱的セックスの普及。人びとは異なるものを求め、新奇を求める。大人と子どもとのセックス、親と子とのセックスもその一つである。

売春を含むさまざまな性風俗産業の隆盛、極度な俗悪化と飽食、疲れきった飽食は、リニューアルされなければならぬ。あらゆる種類のエロチック・エキサイメンツが必要となる。ボビラーな男性誌、プレイボーイ、ハスラーその他には子どもとのセックスの記事が載る。インセストはその中での不可欠なジャンルである。映画においても、かつてインセンスと子どもらしさをアピールした子役は、話題作、『ブリティ・ベビー』や『タクシー・ドライバー』におけるように、セクシーな十二歳の売春婦として登場する。ボルノにはチャイルド・ボルノという確固たるジャンルがあり、一九七七年すでに年間、十億ドル産業になっている。ロス・タイムズは毎年、五〇万から一〇〇万の子どもがボルノや売春に使用されているとする。そして一方では話題の文学作品に妖精のような十二歳の少女『ロリータ』が登場する。

マニー (J. Money) は児童期における大人との性体験は子に必ずしも悪影響をあたえるものではないとし、ボメソイ (W. Pomesoy) は有益とし、コーハ (Y. Cohen) はインセスト・タブーは時代おくれるとし、ナンスタンチース (L. Constantine) は子どもあまた性的表現についての権利を有し、それは自分の家庭の中において同様だとし、ペーカー (S. Parker) は『インセスト・タブーの衰退』という論文を書き、その禁止は家族メンバー間の暖い接触、交わりを妨げるやえに問題だという。彼らはいずれも精神医学や人類学その他の学者なのである。^[14]

いうした性的革命・解放の現代社会状況において児童の性的虐待はどうなつていくのであらうか。フィンケラーは、児童に対する性的関心は、彼の成長発達過程においてつづりあづられた性格傾向であるとともに、また社会的学習 (social learning) によって新しく植えつけられる」ともあるとする。^[15] すなわちメディア等を通じて、子どもについて性的関心をもつ、関係するとの欲望を触発され、実現可能性を教えられるのである。もひに彼は、子どもに対して幾つかの性的関心をもつものは、好んでコドモ・ボルノ等を購入し、それによって、さらにその傾向は強化されるのであらうともふう。しかしがかるメディアに接する機会ほど、現実の機会は決して多くはない。

現代社会はかつての社会にくらべて、遙かに性的欲望を刺激する社会となっている。しかし、それに主役を演じているメディアにおける性は、シンボリックな性である。こうしたキイ（W. B. Key）の言葉による「メディアによるシンボリックな性」の大海上溺れさせられている人間は、現実のセックスに向わないで、写真やファンタジーを使つたマスター・ベース・ションに向う傾向があるという。⁽³³⁾ したがって、たとえば残酷無残な暴力映画は、人間の本来もつ攻撃性をそれを観ることによって解消されるのと同じく、性的欲望は实物に向むすそれによって解消されるのであろうか。インセスト願望はその映画を観ることによって解消されるのであろうか。こうした問題に深く立入ることはできないが、いずれにしても現代における一切の性的表現物が、現代人に性的な刺激をあたえ影響をあたえていることは疑いないところである。

キイは、そのことが「女性を性的オブジェとして取り扱うことを幼い頃から訓練された若いアメリカの男性」をして、「女性と人間に接觸したり、直接関係を持つたりすることをとてもなく難しいことを感じ」させるであろうと⁽³⁴⁾ いつていて、これに関して、われわれのテーマから注目すべきことは、成人女性よりは少女、幼い者に対する困難さはずつと少ないということである。子どもにはアプローチが容易である。かつて女性は子どもと同じく男性支配の下に無力、従順であったが、今や子どもと同列でなくより強い女性となつた。より強い女たちであることを表示し、より強い女たちをつくるウーマン・リブの運動は、男たちをより弱い「子ども」という部分に向わせるという考察も、なりたつのではないか。

大人と子どもとの性交渉、そしてインセストは社会が禁止し、とくにインセストは「タブー」とされている。インセスト・タブーは古く、そして社会に普遍的なタブーとされている。マリノウスキイの『未開人の性生活』には、インセストについては、兄弟姉妹インセストはでてくるが、親子インセストの記述はない。しかもそれは現地に伝わる神話としての記述にとどまる。⁽³⁵⁾ タブーとは決して犯されではないものとすれば、それも犯そうとする力、すなわちインセストの願望とその機会あるいは可能性が存在するゆえにこそ禁止する必要があるとしなければならない。

フィンケラーは欲望が現実の行動となるためには、禁止が乗り越えられねばならないとする。欲望が強すぎるとき禁止を乗り越えるし、禁止の弱まるとき乗り越えやすくなる。現代の社会は、欲望をつくり出す社会であり、欲望を増大強化させるとともに、価値観の多様化の中で、禁止の弱まつた社会⁽¹⁾とすることができよう。バーリナー（L. Berliner）は、現代の社会は、性的虐待を含めて児童の濫用をコントロールするよりもそれを促進しているという。⁽²⁾しかしこの性の革命、解放は、それまで水面下にあつた性の問題を、さまざまな人間諸事象として社会に表面化し、事実に基づく論議を可能にしたともいえる。性は人間性の不可分、重要な部分である。性について、どういう人間のあり方を定め、どういう社会の形成に向うか、未来に向けての人類の課題である。冒頭述べたようにスイスでは、法律を改正し、十四歳からの同世代間における性交渉の自由化を決めた。十四歳といえば、『日記』のアンネやシェクスピアの『ジヨリエット』を想いうかべる。マハトマ・ガンジー（一八六八—一九四八年）は、その『自伝』において、私は十四歳で結婚させられたが、今の若い人はそういうことはなくなり、私のようななつらい思いをしなくて大変よろこばしいことだと述懐している。その内容については何もいっていないが、決してよいものではなかつたのであろう。この時期すなわちビクトリア時代、イギリスでは下層社会の少女たちは、十四歳くらいの時に、同じ年頃の少年と初めての性交をするのが普通だったという。そしてこの現在、アメリカではロー・ティーンの未婚母が激増し十二歳の少女ママも登場している。⁽³⁾セックスタスを、大人を、子どもをどう考えたらよいのであるうか。人権は人間性の基底にかかわり性もその不可欠な部分である。子どもの権利といふとき性についての権利を無視することはできないであろう。一九八九年の国連、「児童権利条約」によって大人と子どもの関係は新しい時代をむかえようとしている。セックスタスにおいても、大人と子どもを分けたこの社会を再考し、社会と人間について深く考えなければならないであろう。

おわりに

以下、前章までにまとめて述べることができなかつたが、重要と考えられる幾つかの事項を書きとめておく。

性の問題とソーシャルワーク教育

性の問題は、人間問題における重要な不可欠な部分をしめているのにかかわらず、アメリカにおいても、人間援助を課題とするソーシャルワーカーが、その教育において長年無視してきたところのものである。しかし一九七五年において、大学院でその講座をもつものは五五あり、『エンサイクロペディア・オブ・ソーシャルワーク』では七七年に「ヒューマン・セクシユアリティ」が初登場している。しかし、その時期であつても児童の性的虐待はいまだタブー・トピックであることを、われわれは知つた。ベーリナーは、児童の性的虐待をソーシャルワーク教育のカリキュラムに含めるべきことを訴えている。⁽¹²⁾しかし、これを特殊テーマとしてだけでは不十分で、性の問題についての基本的な理解を必要とするであるう。すなわちヒューマン・セクシュアリティというものの理解である。ジルマン (R. Gillman) は性的虐待を児童福祉に必ず含まれるべき重要課題であることを強調しつつ、人間的存在についてのセクシュアリティの意味について展開している。⁽³¹⁾セクシュアリティとは、単に性器とか、性交渉とか人間あるいは人間行動の一部に局限されるものではなく、個人のアイデンティティ、価値、自尊心にかかわる全バーソナリティの構成要素なのである。すなわち性の問題はバーソナリティ、人間的存在の基底にかかわる問題なのである。

性的虐待の危害

性的虐待が子どもに対しても、どういう影響をあたえるかについては、そのものとして述べなかつた。性革命の急進派は、全く無害であるとか、むしろ有益であるとか主張するが、それが子どもにあとあと悪影響をあたえる否定的体験で

あるということで識者の意見は一致している。家出、麻薬使用、売春という転落⁽²²⁾。それは極端なものとしても、他に言えない特殊な体験として心に重くのしかかり、陳外感と不安がつきまとひ、人間関係、性生活における支障、様々な不適応問題を生じる。精神科医が、その患者の中に、多く性的虐待ケースを発見したということは、すべてではないとしても、この体験がその個人の精神衛生問題の一因であるうと判断できよう。先のジルマンによれば、健やかなセクシュアリティの発達は、愛情と適切な人間接触により、健やかなペーソナリティの部分として発達する。その用意のない未発達な子どもたて、不当な刺激をあたえることとて、性的虐待は、健全な性的・社会的発達を大きく損つてしまふのである。キルゴー⁽²¹⁾ (L. C. Kilgore) やダーディン⁽²²⁾ (H. Daldin) はそれが正常な自我の発達をいかに損うか、詳しい心理学的考察をしている。

発見と治療

一九七〇年代から八〇年初めにかけては、どれだけそれが起こっているかが大きな関心事となっていた。今にいたつても全貌は決して明らかにされていない。しかし現実に多発していることは疑いないこととて、今やその対策や処遇に力が注がれている。問題の発見、被害者および加害者の処遇、予防と再発防止等の問題がある。

まず事実の発見ということであるが、骨折を含む目に見える身体の損傷として現れる身体的虐待と違つて、全くその痕跡をとどめない（たとえば相互マスター・ペインションなど）ものや、とどめにくいものが多く、また、そんな小さい子に、まさかという思いもあって、発見は非常に困難である。大きくなつてもののわかつた子は、告白や訴えが、家族を解体させることになりはしまいか（父親の投獄、自身の施設入所）と恐れる。小さい子は、その行為が理解できず、発言能力も限られる。スロイは、熟練したワーカーがどのように子どもとの面接によつて事実を発見するか、面接プロセスの具体例をあげている。⁽²³⁾ 小さな子には、絵を画かす。あるいは人形 (anatomical doll=解剖学的人形、人体と同じ構造・部分をもつていて) をあたえて面接される⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾

被害者、加害者の処遇・治療の問題については、今回はそこまで十分には研究が及ばなかつたことをおことわりしておこ。ただ、いずれの場合も、個人的治療にかぎらず、グループ・トリートメントが、年齢を問わざず被害者に、そして加害者についても、効果をあげているとのことである。⁽²⁸⁾⁽⁴⁾

予防については、子どもにいかに自分を守らせる力をつけるかということが考えられている。どこの親でも、「知らない人が言つても、ついて行つてはいけません」「知らない人に車に乗せてもらつていけません」と子どもに教えていふ。しかし親自身が、でないとしても親類のオジサンが、スカートの下をさわりにきたらどうしたらよいであろうか。小さい子には言葉では不十分である。こんな劇、あるいはデモンストレーションがなされる。第一の場面、大きな力の強い子が小さな子の持つてゐるお菓子を無理に奪いとる。第二の場面、小さな女の子にオジサンが言い寄つてきて、可愛がつたりしているが、パンティの下に手を入れる。これを観て、小さな子にどちらも同じく非常に悪いことで、それに対してもつさり「イヤ」といつて抵抗しなければならないことを教えるわけである。

冒頭に紹介したスロイの『最後のフロンティア』であつた一九七五年から十四年が経過して、一九八九年の『チルドレン・トゥディ』九一十月号は、さまざまの予防プログラムについての有効性、評価についての研究を載せている。プログラムはここ数年に大きく発展し、それらはプレイ、ゲーム、ビデオ等で、視覚に訴え体験的に教えるもので、非常に面白くできているといふ。ビデオでロールプレイング・テクニクを教え、ロールプレイ、ディスカッションでのスキルを子どもの身につけさせる。子どもにうまく言い寄つてくる大人、いやらしいこと(unwanting touch)をする前に、あるいはしたときに、いかに止めさせるか、実地に学ぶさせる(behaviorally based curriculum)のである。有効性テストの結果、就学前児童にも小学一年生にも十分効果のあることが明らかにされてゐる。⁽²⁹⁾

国際的状況・アメリカと日本

フィンケラーは、六〇年代の児童虐待はただちにアメリカ全土の社会問題となり、統いて国際的な問題となつたが、

性的虐待については、アメリカにとどまつたとした。しかし、アメリカにあって他の国々にないのではなく、アメリカのように発見に努めていなかつただけで、同じようにあるのであり、イギリスが近年これに取り組んできているといふ。⁽¹⁶⁾ ウエスト (D. J. West) の調査は——その内容は割愛した——アメリカの諸調査と同じく、一般人口を対象とする最初の本格的調査であったが、ウエスト自身、この種の調査はイギリスでは非常に困難であるとしている。アメリカのようにウーマン・リブ運動もなく、この課題が市民の関心になつてゐないこと、そして何よりもプライバシーの意識が強いことがその理由である。その調査は、多くは断られたが、ただ唯一協力の得られた病院の患者リストからサンプルと、アメリカとの比較のための女子学生からのサンプルによつたものであった。女子学生の方は、医学の講座を履修しているという関係で選定し協力を得たといふ。

わが国においては、学生についても、ましてや一般市民について、この種の調査はできるであろうか。イギリス以上に困難であろう。学生についても極めて困難と思うし、ましてやボストンにおけるような一般世論調査なみの対象でこの種の調査ができるとは全く思えない。身体的虐待の方は、ここ数年来、テレビや新聞のとりあげることもあり、児童相談所関係の人びとを中心に研究、対策のチームもでき、市民の関心もいくらか高くなつてきた。そこには一部性的虐待も含まれており、昨社会福祉学会（一九九〇年）では児童相談所ワーカーからの「性的虐待」の発表もあつた。心理学大事典には、外国では父娘インセストが多いがわが国では母子密着状況による母子インセストが多いと書かれているが、確かな事実的根拠があるのであらうか。朝日新聞社の川名紀美の母子相姦のリポートがあり、ハーマンが全く思ひがけないことに母子インセストの事例（わが国医学誌に発表された異常な性的高進の息子にわが身をあたえ、他に害の及ばないようにした）として唯一日本のケースをあげたりはしたが……。それ以上にわれわれを考えさせる問題は、ハーマンらフェミニストたちのいうように、児童の性的虐待は、一にも二にも男性優先、家父長的家族——アメリカの家族社会学者にとって「家父長的」家族は歴史的用語としてのみあり死語に等しいようにも思えるのだが——にこそ原

因があるとすれば、アメリカの家族と日本の家族とではどちらがより家父長的なのやあるいはかとどういふかがあつた。したアメリカの研究から、日本の社会と文化、そして家族、大人と子供との関係をどう考へてはるか、のあない問題がひらがなで述べた。(一九九一・一・一)

引用・参考文献

本稿は性的虐待やその他の議題についての洋書本(3'~8' 8~11)及び関連する(5'~7')「Child Welfare, Social Casework, Child Welfare, Children Today」等の「Clinical Social Work Journal, Journal of Marriage and the Family」等の論誌からの論文を参考して書かれた。*Marriage and the Family* は性虐待、性的虐待、インセプションの論文が全く少ないところのが印象である。單行本の多くは名著文庫の執筆者ではないが、必ずしも引用の場合、その題名を記すが必ず略してかくして人名が著者名と異っている場合が多い。またその箇所のページを割愛し、不完全になつたところを示す。とにかく、その本のあるいは雑誌の中にあるところを示す。

なお、これまで脱稿した日、奇しくも一九九一年初旬の *Child Welfare* がとどいた。その巻頭論文のはかわら(19' 110)の論文が児童の性的虐待をテーマとしていた。

- (1) 指標「児童虐待の家族と社会」(評論・社会科特集) 10大冊。一九八五年。
- (2) Philippe Ariès, *L'Enfant Et La Vie Familiale, Sous L'Ancien Régime* 終山光恒他訳『子供の誕生』(トマス書房)。
- (3) Benjamin Schlesinger, *Sexual Abuse of Children*. 1982. Introduction.
- (4) Judith Ennew, *The Sexual Exploitation of Children*. p. 46.
- (5) ibid, pp. 37-38. pp. 47-49.
- (6) John M. Eekelaar et al. (eds), *Family Violence*. 1973.
- (7) Ruth S. Kempe and C. Henry Kempe, *Child Abuse*. 1978.
- (8) Ann Wolbert Burgess et al. (eds), *Sexual Assault of Children and Adolescents*. 1977.
- (9) David Finkelhor, *Sexually Victimized Children*. 1979.
- (10) Patricia B. Mrazek et al (eds), *Sexually Abused Children and Families*. 1981.

- (11) Judith L. Herman et al., *Father-Daughter Incest*. 1981.
- (12) Jon R. Conte et al, (eds) *Social Work and Child Sexual Abuse* 1982.
- (13) Suzanne M. Sgroi (ed) *Handbook of Clinical Intervention in Child Sexual Abuse*. 1981, 1988.
- (14) Ellen Bass at al. (eds) *I Never Told Anyone*. 1983.
- (15) David Finkelhor et al. (eds), *The Dark Side of Families*. 1983.
- (16) David Finkelhor, *Child Sexual Abuse*. 1984.
- (17) D.J. West et al. (eds), *Sexual Victimization*. 1985.
- (18) Jerilyn A. Shamony, A Perspective on Childhood Sexual Abuse, *Social Work*, Mar. 1980. pp. 128-139.
- (19) David Finkelhor, How Widespread is Child Sexual Abuse?, *Children Today*, Judy-Aug 1984, pp. 18-20.
- (20) Suzanne M. Sgroi, Sexual Molestation of Children — The Last Frontier in Child Abuse—. *Children Today*, May-Jun. 1975, pp. 18-21.
- (21) Laurie C. Kilgore, Effect of Early Childhood Sexual Abuse on Self and Ego Development, *Social Casework*, April pp. 224-230.
- (22) Herman Daldin, The Fate of the Sexually Abused Child. *Clinical Social Work Journal*, Spring 1988, pp. 22-32.
- (23) William Row and Sandra Savage, Sex Therapy with Female Incest survivors, *Social Casework*, May 1988, pp. 265-271.
- (24) Dedra Wong, Preventing Child Sexual Assault — Among Southeast Asian Refugee Families, *Children Today*, Nov.-Dec., 1987.
- (25) Sherryl Kraizer et al., Child Sexual Abuse Prevention Programs. *Children Today*, Sept.-Oct. 1989, pp. 23-27.
- (26) Kevin McIntyre, Role of Mothers in Father -Daughter Incest : A Feminist Analysis, *Social Work*, Nov. 1981.
- (27) Sharon Berlin et al., Woman as Victims : A Feminist Social Work Perspective, *Social Work*, Nov. 1981, p.447.
- (28) Joan Deighton et al., Group Treatment : Adult Victims of Childhood Sexual Abuse, *Social Casework*. Sept. 1985 pp. 403-410.
- (29) Leroy G. Schultz et al., Sexual Abuse of Children -- Issues for Social Service and Health Professionals *Child Welfare*, Mar.-April 1983 pp. 99-107.

- (30) Jone R. Conte, Progress in Treating the Sexual Abuse of Children, *Social Work*, May-June 1984, pp. 258-263.
- (31) Ruth Gillman et al., Sexuality : A Neglected Component of Child Sexual Abuse Education and Training, *Child Welfare*, May-June 1989, pp. 317-328.
- (32) Mimi H., Silbert et al., Early Sexual Exploitation as an Influence in Prostitution, *Social Work*, July-August 1983, pp. 258-289.
- (33) Peter Paul Vitaliano et al., Sexuality of Deviant Females : Adolescent and Adult Correlates, *Social Work*, Nov. 1981, pp. 468-472.
- (34) K. Brent Morrow et al., Factors Affecting Self-Esteem, Depression and Negative Behaviors in Sexually Abused Female Adolescents, *Journal of Marriage and the Family*, Aug. 1989, pp. 677-686.
- (35) Mark Williams, Father-Son Incest : A Review and Analysis of Reported Incidents, *Clinical Social Work Journal*, Summer 1988, pp. 165-179.
- (36) Lois H. Pierce, Father-Son Incest : Using the Literature to Guide Practice, *Social Casework*, Feb. 1987, pp. 67-74.
- (37) John Sebold, Indicators of Child Sexual Abuse in Males, *Social Casework*, Feb. 1987, pp. 75-80.
- (38) Dbra F. Bruckner et al., Treatment for Adult Male Victims of Childhood Sexual Abuse, *Social Casework*, Feb. 1987, pp. 81-87.
- (39) Judith Halpern, Family Therapy in Father-Son Incest : A Case Study, *Social Casework* Feb. 1987, pp. 88-93.
- (40) Kathleen Koch et al., symbiotic Mother-Daughter Relationships in Incest Families, *Social Casework*, Feb. 1987, pp. 94-101.
- (41) Catherine K. Gagliano, Group Treatment for Sexual Abused Girls, *Social Casework*, Feb. 1987, pp. 102-108.
- (42) Mary Ellen Elwell et al., Initial Reactions of Sexual Abused Children, *Social Casework* Feb. 1987, pp. 109-116.
- (43) Ira Colby et al., Videotaping the Child Sexual-Abuse Victim, *Social Casework*, Feb. 1987, pp. 117-121.
- (44) Edith Fein et al., Child Sexual abuse ..Treatment for the Offender, *Social Casework* Feb. 1987 pp. 122-124.
- (45) Barbara A. Pine, When Helping Hurts, *Social Casework*, Feb. 1987. 126-127.
- (46) Ralph J. Burant, Editorial Notes ..This Special Issue, *Social Casework*, Feb. 1987, 127.

児童の性犯罪

- (48) Lynda T. Farrell, Factors that affect a Victim's Self-Disclosure in Father-Daughter Incest, *Child Welfare*, Sept.-Oct. 1988, pp. 462-468.
- (47) Loretta M. McCarty, Investigation of Incest : Opportunity to Motivate Families to seek Help, *Child Welfare*, December 1981, pp. 679-689.
- (49) Lindo Gordon, Incest as a Form of Family Violence .. Evidence from Historical Case Records, *Journal of Marriage and the Family*, Feb. 1984, pp. 27-34.
- (50) Alvin Rosenfeld, Freud, Psychodynamics, and Incest, *Child Welfare*, Nov.-Dec. 1987, pp. 485-495.
- (51) James Garabino, The Price of Privacy in the Social Dynamics of Child Abuse, *Child Welfare*, Nov. 1977, pp. 565-575.
- (52) Loretta M. McCarty, Mother-Child Incest : Characteristics of the Offender, *Child Welfare*, Sept.-Oct. 1986, pp. 447-458.
- (53) Jone R. Conte et al., Sexual Abuse of Children : Implications for practice, *Social Casework*, December 1981, pp. 601-606.
- (54) Charles E. Gentry, Incestuous Abuse of Children : The Need for an Objective View, *Child Welfare*, June 1978, pp. 355-364.
- (55) Mary E. Elwell, Sexually Assaulted Children and Their Families, *Social Casework*, April 1979, pp. 227-236.
- (56) K. J. Gruber, The Child Victim's Role in Sexual Assault by Adults, *Child Welfare*, May 1981, pp. 305-311.
- (59) Thomas E. Jordar, *Victorian Childhood*, 1987, p. 269.
- (57) Bronislaw Malinowski, *The Sexual Life of Savages*, 1922. 増補・訳『未開人の性生活』新潮社'一九八七年。
- (59) Wilson B. Key, *Media Sexploitation*, 1976. 極端的同溫『×××・ヤクル・マガジン』二月刊'一九八九年。
- (60) 蟻山房翻訳『やくら・ムック』中央公論社。拙著「青少年問題」の「十代未繩子」『讀書・社会批判』「十五年」、同志社大学人文部セミナーレポート『時代』一九八八年三月。砂金玲子著『日暮・月夜の光と影』朝日文庫'一九九〇年。
- (61) 梅津八二郎監修「新版心理学事典」平凡社'一九八一年。
- (62) 新福音誠舎「精神医学事典」講談社'一九八四年。
- (63) 加藤正昭編「精神医学事典」弘文堂'一九七五年。